

○杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業実施要綱

平成31年2月6日杵築市告示第4号

杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後児童クラブを利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）の経済的負担を軽減するため、保護者負担金の一部を助成することにより、円滑な放課後児童クラブの利用の促進を図り、もって児童の健全な育成を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業であって、杵築市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年杵築市告示第14号）第9条の規定により委託事業として実施するものをいう。
- (2) 保護者負担金 杵築市放課後児童健全育成事業実施要綱第13条に規定する児童クラブが徴収する負担金（保険料その他の実費を除く。）をいう。
- (3) 生活保護受給世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- (4) 児童扶養手当受給世帯 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当受給世帯をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、利用者のうち保護者負担金の滞納のない者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯
- (3) 就学援助受給世帯
- (4) 市民税非課税世帯

(助成金額)

第4条 杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金（以下「助成金」という。）の額は、別表に定める額とする。

(助成金の申請及び決定)

第5条 助成金の支給を受けようとする利用者は、杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを速やかに審査し、助成することに決定したときは杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、助成しないことに決定したときは杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給却下通知書（様式第3号）により、当該申請を行った利用者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 助成金の支給決定を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請内容変更届出書（様式第4号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 放課後児童クラブの利用を中止したとき。

（2） 第3条各号の該当する要件に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給決定内容変更通知書（様式第5号）により、当該利用者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第7条 市長は、放課後児童クラブに利用状況を確認した後、助成金を利用者に直接支給するものとする。

2 市長は、当該年度の助成金を4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの2期に分けて支給するものとする。

（助成金に関する調査）

第8条 市長は、助成金の支給に関し必要があると認めるときは、助成金の支給を受けた利用者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（助成金の支給の決定の取消し等）

第9条 市長は、助成金の支給を受けた利用者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の支給の決定を取り消し、助成金の支給を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の支給の決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

児童の属する世帯区分	助成金基準（1人当たり月額）	
	保護者負担金4,000円以上の場合	保護者負担金4,000円未満の場合
1 生活保護受給世帯	4,000円	保護者負担金月額
2 児童扶養手当受給世帯	2,000円	保護者負担金月額の2分の1
3 就学援助受給世帯	2,000円	保護者負担金月額の2分の1
4 市町村民税非課税世帯	2,000円	保護者負担金月額の2分の1